

# 府中音楽友の会会則

## (名 称)

第1条 本会は、府中音楽友の会と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、音楽会等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

## (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 音楽会の開催とそれに向けた練習
- (2) 相互の啓発活動としての交流

## (事務所)

第4条 本会の事務所は、代表者自宅に置く。

## (会 員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

## (役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 必要に応じ若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

## (選出の方法)

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

## (職務分掌)

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会計 会の会計を行う。
- (3) 監事 会の会計監査を行う。

## (任 期)

第9条 本会役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

## (会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

## (財 政)

第11条 本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

(会 費)

第12条 本会の会費は原則として無料とする。

(監査と報告)

第13条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(会の定例活動について)

第14条 本会の活動は次のとおりとする。

①総会は年一回開催とする。

②役員会は、年一回開催とする他、必要に応じて隨時話し合う。

(地域貢献活動)

第15条 本会は、地域における文化祭や諸行事に積極的に参加・協力し、地域の文化活動に貢献するもとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は全会員の合意をもって細則を定めることができる。

(付 則)

この規約は、2025年7月1日から施行する。